

**天草市運送事業者等
原油価格高騰対策支援金**

Q&A

天草市経済部産業政策課

令和7年4月(初版)

【補助対象内容について】

Q1 どのような支援金ですか。

A1 「物流の2024年問題」や燃料高騰の影響を受ける、市内道路運送事業者等の事業継続を支援するため、事業に要した燃料の高騰分の一部を支援します。

Q2 対象車両の要件はどういったものですか。

A2 下記条件をすべて満たす車両（緑・黒ナンバーのみ）

- ①（道路運送車両法上の区分による）普通自動車、小型自動車、軽自動車
- ②貨物運送事業の用に供する自動車
- ③市内営業所等において現に所有またはリース契約等に基づき借用している事業用車両等
- ④運送事業に係る貨物等の輸送に限る車両
- ⑤使用する燃料の種類が軽油またはガソリン

※ただし、特殊自動車、被けん引車および冠婚葬祭業を営む者が保有する車両（霊柩車）を除く。

Q3 業種の実例を教えてください。

A3 貨物自動車運送事業…大型貨物トラック・中型貨物トラック
緑または黒ナンバーの車両が対象となります。

Q4 引越業者も対象となりますか。

A4 引越業者で一般貨物自動車運送事業の許可を得ているもの、又は貨物軽自動車運送事業の届出をしている者は対象となります。

Q5 送迎バスは対象となりますか。

A5 貨物自動車運送事業に供する車両が対象であるため、送迎バスは対象となりません。

Q6 霊柩車は対象となりますか。

A6 霊柩車は営業ナンバーでも対象となりません。

Q7 産業廃棄物収集運搬事業車は対象となりますか。

A7 貨物自動車運送事業に供する車両が対象であるため、A2記載の対象車両の要件を満たす産業廃棄物収集運搬事業車のみ対象となります。

Q8 本社の所在地が天草市外ですが対象となりますか。

A8 法人の場合は天草市内に本店の住所も有することが要件となり、対象となりません。

Q9 バイク便の事業者ですが、バイクは支援金の対象となりますか。

A9 原動機付き自転車及び二輪自動車等のいわゆるバイクは対象となりません。

Q10 法人として経営している運送業とは別に個人でも経営しているのですが、個別に2つ申請できますか。

A10 法人と個人で個別に事業の経営許可を取得または届出をしており、対象車両が重複していなければ申請可能です。

Q11 2名以上の個人が1台の車をシェアして運営しています。それぞれの個人ごとに申請できますか。

A11 できません。該当車両について使用者となっている事業者のみが申請できます。

Q12 新規開業する場合は対象になりますか。

A12 申請時点で開業していない創業予定者（例えば、すでに税務署に開業届を提出していても、開業届上の開業日が申請日より後の場合）は対象外です。営業許可証等を添付して申請してください。

Q13 休業中でも申請できますか。

A13 廃業せず、事業を営んでいる実態が確認でき、申請時点で事業を再開していれば、申請可能です。

Q14 リース契約やローン契約している車両は対象となりますか。

A14 所有者が自動車リース会社や自動車ディーラー会社であっても、使用者、使用の本拠地等の要件を満たし、他の要件も満たす場合は対象となります。

Q15 事業所は天草市にありますが、車検証の使用者住所、使用の本拠地の位置が天草市内ではありません。対象となりますか。

A15 対象となりません。

Q16 申請日以前に廃車した車両は対象となりますか。

A16 対象になりません。申請日時点において廃車や車検切れ等、使用状況にない車両は対象とはなりません。

Q17 事業用として使用していた車両を令和7年9月に入れ替え予定です。対象車両に含められますか。

A17 車両の入れ替えが完了しており事業用自動車等連絡書や変更届出書等の写しにより入れ替えが確認できる場合は対象となる可能性があります。事前にお問い合わせください。

Q18 天草市内に事業所が複数ありますが、事業所ごとに申請してよいでしょうか。

A18 申請は1事業者につき1回限りですのでまとめて申請してください。

Q19 申請した車両台数が不足していたことが分かった場合に、あとで別に申請することはできますか。

A19 申請することはできません。申請は1事業者につき1回限りですので十分に確認の上申請してください。

Q20 車検中で自動車検査証が手元にない対象車両があります。複数に分けて申請してよいですか。

A20 申請は1事業者につき1回限りですので複数に分けての申請は受付できません。対象車両の確認で自動車検査証の写しは必要になりますのでそろい次第での申請をお願いします。申請受付期間に自動車検査証がそろわない場合は事前にご連絡ください。

Q21 申請はどのようにして行えばよいでしょうか。

A21 申請書兼請求書に必要な書類をすべて添付して、郵送にて天草市役所産業政策課までご申請ください。

【申請書送付先】

〒863-8631 (住所不要) 天草市役所産業政策課産業政策係

Q22 産業政策課に申請書を持参してもよいですか。

A22 窓口混雑回避のため郵送での申請にご協力ください。

Q23 支払いまでのスケジュールはどのようになりますか。

A23 支払いは月に2回を予定しています。

申請書類及び添付書類に不備等がなければ、

- 毎月15日までに受付分 → 当月末日支払い
- 月末までに受付分 → 翌月15日支払い

※いずれも土日祝日の場合は前営業日となります。